令和8年11月
大阪市立佃西小学校校長　小西 浩之
学校協議会委員長　中本 義隆

令和８年度

# 第２回大阪市立佃西小学校学校協議会の開催について（お知らせ）

1.開催日時　令和8年12月2日（水） 午後７時から

2.開催場所　大阪市立佃西小学校 １階 校長室

3.案件
・運営に関する計画について（中間評価）

4.傍聴者の定員
８名

5.傍聴手続（傍聴要領をご覧ください）
手続き上、傍聴希望者は、開催前日までに教頭までご連絡ください。

6.問い合わせ先
学校協議会事務局（教頭　木下）
電話　（06-6472-8012）

# 大阪市立佃西小学校　学校協議会傍聴要領

（趣旨）

第１条　この要領は、大阪市立佃西小学校　学校協議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第2条　傍聴を認める定員は８名以内とする。ただし、会長が必要と認めた場合については、この限りでない。

２　会議を傍聴しようとする者は、会議の開催 30 分前から開催予定時刻までに、先着順に受付において申し込み、会長の許可を得た上で、事務局の指示を受けて会場に入場するものとする。

（傍聴者の守るべき事項）

第3条　傍聴者は、会場においては次の事項を守らなければならない。

(１) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと

(2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと

(3) 飲食又は喫煙をしないこと

(4) 携帯電話などは受信音を出さないこと

(5) 写真撮影、録画及び録音等は行わないこと。ただし、会議の議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(6) 会議開催中は静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと

(7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

（違反者に対する措置）

第4条　傍聴者が前条の規定に違反したときは、議長(会長)はこれを注意し、なおこれに従わないときは、その者を退場させることができる。

附　則

この要領は、平成25年3月26日から施行する。